

子ども家庭福祉のあり方に関する検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 平成29年4月施行予定の改正児童福祉法附則の中で、児童相談所設置に関し、新たな規定が設けられた。本市として、児童の最善の利益を優先して考慮し、今後の国等の動向に速やかに対処するため、本市における子ども家庭福祉のあり方及び児童相談所を設置する場合の課題の整理等について調査・研究を行い、今後の方向性について定めていくことを目的とし、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、「子ども家庭福祉のあり方に関する検討会（以下検討会という。）」を開催する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会において参加者に意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市における子ども家庭福祉のあり方及び児童相談所を設置する場合の課題に関すること。
- (2) 設置自治体（政令指定都市、中核市）等への調査結果に関すること。
- (3) 児童相談所の設置をする場合の執行体制及びスケジュールに関すること。
- (4) その他、児童相談所設置に関し、必要と考えられること。

(開催期間)

第3条 検討会の開催期間は、平成28年5月24日から平成29年3月31日までとする。

(構成)

第4条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 児童相談所関係者 1名
- (3) 児童養護施設関係者 1名
- (4) 学校関係者 1名
- (5) 民生・児童委員関係者 1名
- (6) 里親関係者 1名
- (7) その他別表に定める関係機関の職員

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、参加者の互選により定める。
- 3 座長は、検討会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長が指名するものをもって充てる。

5 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は市長がこれを招集する。

2 市長が必要と認めるときは、検討会に第4条に掲げる者以外のものの出席を求め、意見等を聴くことができる。

(謝金)

第7条 検討会の参加者に対して謝礼を支給する。ただし、市職員については、この限りでない。

2 謝礼の額は、一日につき5,000円とする。

(守秘義務)

第8条 参加者は、検討会で知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。検討会を終えた後も同様とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、子ども家庭部子どものしあわせ課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会に対し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

附則

1 この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。

【別表】第4条(7)関係

職	人数
・子ども家庭部長 ・総合経営部長 ・福祉部長 ・医療保険部長 ・学校教育部長 ・子ども家庭部 子どものしあわせ課長	6名

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

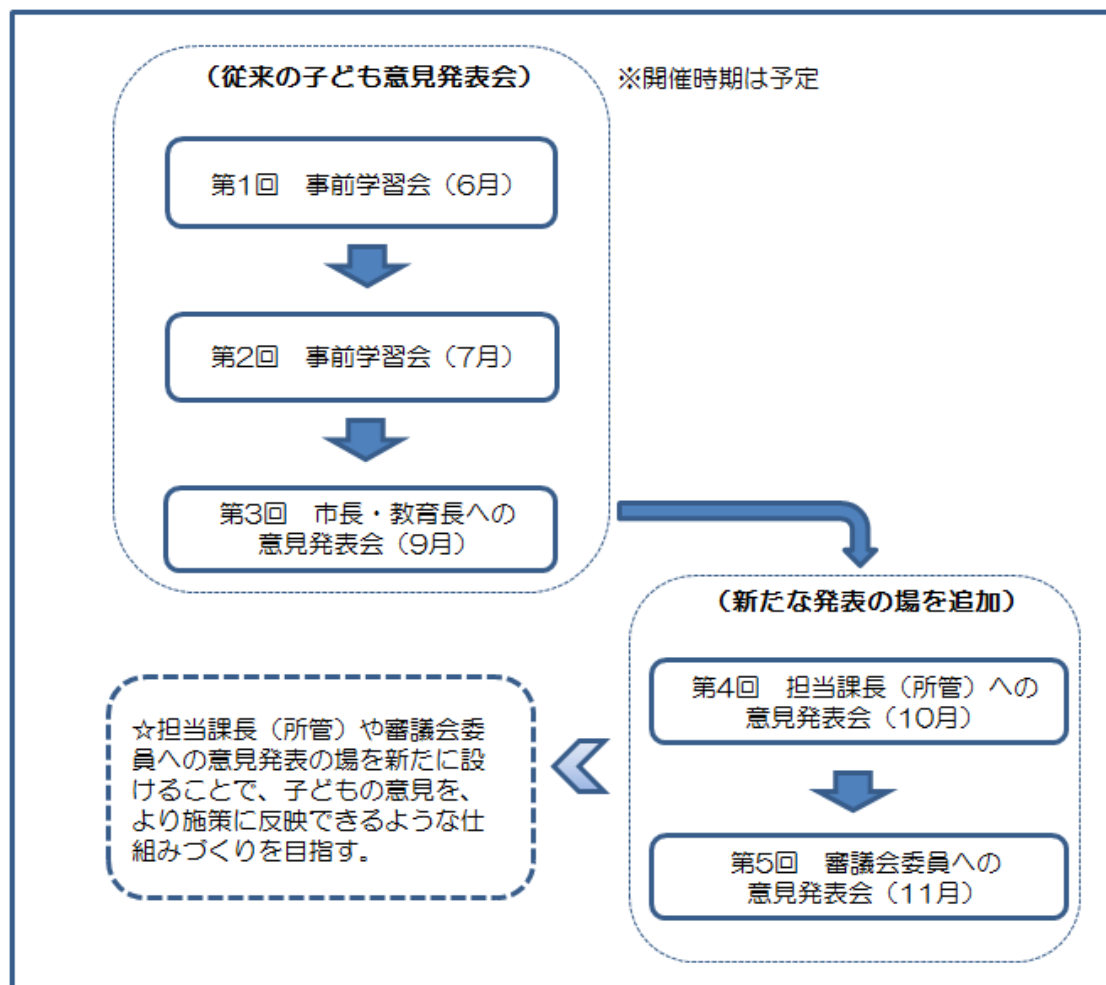
(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

平成28年度子ども会議（仮称）について



○募集対象

- 1) 子ども委員：小学校5年生から高校生までの市内在住の子ども
(児童館利用の子どもたちだけでなく、市内在住の子どもが対象。)
- 2) 学生リーダー：市内、または周辺に在住・在学の大学生（大学院生を含む）・専門学校生。

○募集方法

ホームページ、小学校・中学校等へのポスター掲示、市内児童館での周知

○整理事項

- 1) 年間通しての子どもたちの関わりが可能かどうかについて。
- 2) 幅広い年齢層（小5から高校生まで万遍なく）の子ども委員が集まるかどうかについて。
- 3) 学生リーダー（ファシリテーター）の育成について。
- 4) 積極的でない子（発言意志はあるが、自ら率先して意見を言うことができない等）の意見の尊重の方法について。